

## 令和3年度募集分

### 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

#### 1 はじめに

- 本市では、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設は、「第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2023）」に基づき計画的な整備を進めていきます。このうち特別養護老人ホームに関しましては、令和5年度までに、「380人」分の整備計画を掲げているところです。
- この整備計画に沿って、令和3年度から令和4年度に、短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換を希望される事業者を募集することとしました。転換を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（老人福祉法、介護保険法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

#### 2 募集内容について

##### (1) 募集対象施設及び募集数

○特別養護老人ホーム 20人分

※第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる令和3年度から令和5年度の特養整備目標数380人分のうち令和3年度及び令和4年度の転換分。

##### (2) 募集する日常生活圏域

○市内の全区域

##### (3) 転換する時期

○令和3年度から令和4年度

##### (4) 応募の対象者について

○ 名古屋市内において特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を運営する法人

### 3 転換協議の受付について

本募集要項にのっとり、短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換希望者は、P.12「令和3年度募集分短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換協議申出書」を提出してください。

**【転換協議申出書の提出期限】**

令和3年5月14日（金） 17時まで

（必ず事前に電話連絡の上、持参又は郵送のこと。ただし、郵送の場合は、上記期限必着のこと）

協議書類の提出期限は次のとおりです。

**【転換協議書の提出期限】**

令和3年6月25日（金） 17時まで

（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

※いずれの書類も提出先は、名古屋市役所本庁舎2階 健康福祉局高齢福祉部介護保険課です（詳しくはP.7参照）。

※いずれの書類についても、提出期限が書類受付の最終日ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等々がないように担当課職員と十分打合せをし、確定した書類を提出してください。

※いずれの書類についても、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

### 4 提出書類について

- 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
  - ※「転換協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」よりダウンロードし、ご利用ください。
  - ※その他の提出書類様式につきましては、転換協議申出書の提出後、電子メールにて送付します。
- 提出された書類は、返却いたしません。
- 転換協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ1部を提出してください。

## 5 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
令和3年3月26日	○転換事業者募集開始
5月14日	○「転換協議申出書」の提出期限（法人→市） ※正式な「転換協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
5月下旬頃	◎多床室におけるプライバシー保護のための改修にかかる意向調査 (改修補助を希望する場合は、申出が必要です)
6月25日	○「転換協議書」の提出期限（法人→市） ※本市が求める書類について、確定した書類を提出してください。
7月～8月	○検討・協議内容審査・ヒアリング ○特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取
8月下旬	○事業者の選定 ○結果通知
令和4年3月	◎名古屋市予算議決
6月～	◎補助金内示 ◎プライバシー多床室改修補助金の交付申請（法人→市） ◎プライバシー多床室改修補助金の交付決定
	◎入札、着工
転換床の事業開始 2か月前(末日まで)	○特養定員数の変更認可申請書類の提出 (老人福祉法、法人→市)
～令和5年3月1日	○転換床の事業開始
転換床の事業開始後 10日以内	○特養の定員数の変更届（介護保険法、法人→市）

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

※◎は多床室を転換するにあたり改修補助を希望する場合

## 6 特別養護老人ホームへの転換方針（協議要件）

- 1事業所の転換数は、10人までとします。
- ユニット型の場合は、ユニット単位の転換とします。
- 地域密着型特別養護老人ホームにおいては転換後の定員が29人以下となる場合に限ります。
- 転換床の事業の開始日は毎月1日に限ります。
- 令和5年3月1日までに特養に転換して事業を開始してください。

※多床室についてはプライバシー保護の観点から、居住環境の質を向上させるためにプライバシーに配慮した多床室（プライバシー多床室）に改修するための補助制度があります。補助制度は、P6を参照してください。

## 7 選定方法と結果について

### (1) 選定

- 選定基準に従い、提出期限までに提出された転換協議書及びヒアリングをもって選定するものとします。選定基準は、P.9「令和3年度募集分 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準」となります。
- 選定にあたっては、「特別養護老人ホームの整備状況」を考慮するとともに、次の事項を総合的に勘案し選定します。

- ・ 社会貢献の取組み実績
- ・ 短期入所生活介護事業所の整備状況
- ・ 転換する居室の転換後の形態
- ・ 特別養護老人ホームの運営実績
- ・ 特別養護老人ホームの稼働率
- ・ 医療的ケアの必要な方への対応状況
- ・ 人材確保・定着支援に対する取組み（例：職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築等）
- ・ ICT・介護ロボットの活用の有無
- ・ 地域に開かれた運営の取組み（例：認知症カフェの開設、高齢者サロンの設置、高齢者相談窓口の開設、施設職員による地域住民への介護教室等）

- 最終的な選定は特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員における意見聴取の上、行います。
- 評価項目の得点の高い計画を優先して選定することから、選定順位によっては申請した転換希望数以下で採択される場合があります。

### (2) 結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和3年8月下旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

## 8 留意事項

### (1) 協議者について

- 協議にあたっては、理事会等の議決等により意思決定を経て協議してください。
- **安全性・収益性の観点により財務状況に支障がないことが条件になります。（流動比率が、直近2年のいずれかの期で100%未満がないこと。自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。サービス活動収益対経常増減差額比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。）**
- 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。
- 転換協議書提出期限より過去3年以内に、下記に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。ただし、特段の事情があるものとして市長が認めた法人は除きます。
  - ・ 本市が実施した各種の事業者公募等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において、併設計画として採択されたにもかかわらず、当該併設事業所を開設後10年未満で廃止した法人。
  - ・ 介護保険事業のうち施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を廃止した法人。

## (2) 利用者等への説明について

採択された場合、短期入所生活介護の定員が減少等することから、利用者や関係機関に対し必ず説明を行ってください。転換協議書提出時には、その説明状況の報告が必要です。

## 9 協議にあたっての留意点

- 協議書は、「転換協議申出書」をその期限までに提出した場合に限り受け付けます。
- 協議者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は協議を無効とします。  
また、選定後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とします。
- 協議書提出後は、法人の都合による計画の変更は認めません。
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。
- 提出書類は理由の如何に関わらず返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 書類の提出期限後にやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- 協議相談及び各種書類の提出時は、法人役員及び従業者の方に同席願います。代行申請は不可とします。

## 10 多床室の転換について

### (1) プライバシー多床室について

多床室は、プライバシー保護の観点から居住環境の質を向上させるために、補助制度を活用してプライバシー多床室へ改修することが可能です。プライバシー多床室は、ベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者等からの視線を遮断してください。なお、天井からの隙間は可としますが、家具やカーテンで仕切ることは認められません。



## (2) プライバシー多床室の改修補助について

プライバシー多床室の改修にあたっては、地域医療介護総合確保基金を活用した改修補助を希望することが出来ます。補助を希望する場合は、令和3年5月下旬頃に実施する改修補助の意向調査にて申し出を行う必要があります。

### ○改修補助金

改修補助基準（補助額）の確定した取扱いは、愛知県及び本市の令和4年度予算編成により決定され、編成の過程において見直されることがありますのでご了承ください。

#### 改修補助基準（未確定）

＜参考（令和3年度改修補助単価より）＞  
改修補助単価 734千円 × 改修床数

### ○交付要件

交付時期は改修工事の完了を確認した後となります。

## 11 特別養護老人ホームの運営

### (1) 入所者の選定

転換後の入所者の選定については、特別養護老人ホーム優先入所指針に沿って行ってください。

### (2) 人員基準

転換により下記の職種について必要な人数が変更になる場合があります。

生活相談員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上、100 人を超える場合は常勤で 2 人以上
介護・看護職員	総数は入所者 3 人に対して常勤換算で 1 人以上、また入所者数により常勤換算の看護職員数が決められています。 ・入所者 51～130 人の場合、常勤換算で看護職員 3 人以上 ・入所者 131 人～180 人の場合、常勤換算で看護職員 4 人以上
介護支援専門員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上、100 人を超える場合は常勤で 2 人以上が基準

## 12 社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について

（平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 抜粋）

現在、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組み」の実施が法人の責務として位置づけられております。

「社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について」（通知）において、地域における公益的な取組みの内容について、以下のとおり記載されておりますので、今後の法人運営の参考にしてください。

- 社会福祉法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであり、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬等、税や保険料等の公費によって賄われている。
- 社会福祉法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し対応することが求められており、このような認識の下、地域における公益的な取組みの実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

○ 地域における公益的な取組みの内容として、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要とされており、例として以下のようなものが挙げられる。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

- ・行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、地域住民相互のつながりの強化を図るもの
- ・地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
- ・生計困難者等に対する利用者負担軽減
- ・特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- ・地域住民に対する介護技術研修の実施
- ・地域内の連携による福祉人材の育成
- ・複数法人の連携による災害時要援護者への支援
- ・災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組み
- ・地域における成年後見人等の受託
- ・生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
- ・低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- ・貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ・ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
- ・刑務所出所者への福祉的支援

《問い合わせ先・書類の提出先》

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係（市役所本庁舎2階）

電話 052-972-2539 FAX 052-972-4147

NAGOYA かいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>)

\* ご不明な点等は、原則としてP.8「短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換にかかる質問送付票」によりFAXでお問合せください。後日回答いたします。

\* 来庁にあたっては必ず事前に電話予約をお願いいたします。

参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトを確認ください。

□厚生労働省法令等データベース

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

(基本的な法令等)

- ・「名古屋市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・「特別養護老人ホームの設備及び運営の基準」、「(同左) について」
- ・「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について（課長通知）」

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
介護保険課施設指定係担当者 宛  
FAX : 052-972-4147  
TEL : 052-972-2539

## 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの 転換にかかる質問送付票

送信日	年 月 日 ( )
送信元	法人名 : 転換希望事業所名 : TEL : FAX : 担当者 :
件名	
質問	

令和3年4月30日(金)まで質問を受け付けます。



令和3年度募集分 短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準

評価項目	具体的な視点	配分	配点
<b>1 法人の状況（配分5点）</b>			
社会貢献のための具体的な取組み実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における成年後見人等の受託</li> <li>・生活困窮者に対する就労訓練事業の実施</li> <li>・生活保護世帯等の子どもへの教育支援</li> <li>・刑務所出所者への福祉的支援</li> <li>・本市が認定する企業としての取組み実績の有無（子育て支援企業、女性の活躍推進企業、ワーク・ライフ・バランス推進企業）等</li> </ul>	5点 ～ 0点	5点
<b>2 特別養護老人ホームの整備状況（配分15点）</b>			
特別養護老人ホームの整備が進んでいない区域における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の整備率</li> </ul>	15点 11点 7点 3点	15点
<b>3 短期入所生活介護事業所の整備状況（配分5点）</b>			
短期入所生活介護事業所の市内平均以上の整備率の区における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内平均以上の区での転換</li> <li>・市内平均に満たない区での転換</li> </ul>	5点 0点	5点
<b>4 転換後の居室の形態（配分10点）</b>			
転換する居室の転換後の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット型個室又は従来型個室</li> <li>・プライバシーに配慮した多床室</li> <li>・多床室</li> </ul>	10点 5点 0点	10点
<b>5 併設する特別養護老人ホームの状況（配分65点）</b>			
① 特別養護老人ホームの運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設する特養の運営実績が10年以上</li> <li>・併設する特養の運営実績が10年未満</li> <li>※令和3年6月1日時点における運営実績（休止期間は除く）</li> </ul>	10点 0点	10点
② 特別養護老人ホームの稼働率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設する特養の稼働率が95%以上</li> <li>・併設する特養の稼働率が95%未満</li> </ul>	10点 0点	10点
③ 特養における医療的ケアの必要な方の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤職員配置加算Ⅲ・Ⅳの取得状況</li> <li>・看護職員を配置</li> <li>・喀痰吸引等の実施可能な介護職員を配置</li> <li>・加算取得なし</li> <li>※令和3年6月1日時点の取得状況</li> </ul>	10点 5点 0点	10点
④ 特養における医療的ケアの必要な方の受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の30%以上受入</li> <li>・定員の20%以上30%未満の受入</li> <li>・定員の10%以上20%未満の受入</li> <li>・定員の10%未満の受入</li> <li>※令和3年4月1日時点の状況</li> </ul>	10点 5点 3点 0点	10点
⑤ 人材確保・定着支援に対する取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の実施</li> <li>・昇給制度の導入</li> <li>・良好な職場環境の構築 等</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
⑥ ICT・介護ロボットの活用の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT・介護ロボットの活用による取組み</li> <li>・利用者の介護サービスの質の向上</li> <li>・介護職員の身体的・精神的負担軽減、業務改善</li> </ul>	5点 ～ 0点	5点
⑦ 地域に開かれた運営を行うための取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ</li> <li>・高齢者サロン</li> <li>・高齢者相談窓口</li> <li>・地域向け介護教室 等</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
合計			100点

※稼働率は令和2年6月から令和3年5月までの1年間の平均又は令和3年6月1日時点。

※1年間の平均稼働率は、利用延日数÷(定員×365)×100【小数点以下切捨て】

※稼働率は空床ショートを含む。

○事業者の選定方法

- ・転換協議書類提出期限より過去3年以内に、本市が実施した各種の事業者公募等（特養・老健・認知症高齢者グループホーム等）において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは特養併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人は合計点より10点減点する。
- ・評価項目ごとの得点の合計点から減点した後の得点が高い事業者を選定する。なお、同じ得点の場合は、要介護3～5の人数に対する特養定員の割合が低い区での転換を優先する。

# 特別養護老人ホームの整備状況

令和3年3月1日時点

優先順位	区名	か所数		定員計 (人)	要介護3～5の人数に対する特養定員割合	4区定員計 a(人)	4区要介護3～5の人数 b(人)	a/b	配点
		広域型	地域密着型						
1	名東	1	1	170	6.93%	820	7,784	10.53%	15
	千種	3		240	9.22%				
	昭和	3		220	13.54%				
	中	2		190	17.21%				
2	中村	5		460	18.79%	2,281	10,980	20.77%	11
	北	5	6	686	20.49%				
	瑞穂	5		400	21.85%				
	緑	9	2	735	21.90%				
3	東	3	1	270	22.35%	2,703	10,922	24.74%	7
	中川	9	3	852	23.90%				
	守山	9	3	847	25.69%				
	南	8	1	734	25.71%				
4	西	7	1	623	26.17%	2,896	8,513	34.01%	3
	天白	8	2	721	29.97%				
	港	9	7	953	36.41%				
	熱田	6	2	599	53.91%				
	計	92	29	8,700	22.77%	8,700	38,199	22.77%	

※「認定者数」は令和3年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

※名東区のか所数及び定員は、厚生院を除く

# 短期入所生活介護事業所の整備状況

令和3年3月1日時点

区名	か所数		定員計 (人) A	要介護・要支援 認定者数(人) B	要介護・要支援認 定者数に対する ショート定員割合 A/B	配点
	併設型	単独型				
熱田	7	1	148	3,374	4.39%	5
中	4	2	104	3,369	3.09%	
港	15		242	8,145	2.97%	
天白	6	3	171	6,932	2.47%	
北	12	2	230	10,118	2.27%	
西	7	2	161	7,111	2.26%	
守山	10	1	193	9,032	2.14%	
中川	11	2	204	10,646	1.92%	
南	8	1	163	8,707	1.87%	
緑	10	1	182	10,299	1.77%	0
昭和	4		84	5,341	1.57%	
東	3		40	3,628	1.10%	
千種	2	1	85	7,926	1.07%	
瑞穂	4		64	6,000	1.07%	
中村	4		48	8,071	0.59%	
名東	1	1	40	7,260	0.55%	
計	108	17	2,159	115,959	市内平均整備率 1.86%	

※「認定者数」は令和3年2月末現在の人数

令和3年度募集分  
短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換協議申出書

年 月 日

名古屋市健康福祉局長 宛

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換について、下記のとおり協議を行いたいの  
で申し出ます。

記

転換する短期入所生活 介護事業所の名称	
事業所所在地	
短期入所生活介護事業 所の定員及び転換数	定員 人 (うち転換数 人)
併設する特養の名称	
特養の定員	人
転換後の居室の形態 <small>※いずれかに○を付けてください</small>	ユニット型個室 ・ 従来型個室 ・ プライバシー多床室 ・ 多床室
転換床の事業開始時期 (予定)	令和 年 月 1 日
プライバシー多床室の 改修補助の活用予定 <small>※いずれかに○を付けてください</small>	予定あり ・ 予定なし
担当者名 連絡先 メー ル	担当者名 : 連絡先 : - - メー ル :

※転換床の事業開始は各月の1日に限ります。